

# いじめ防止基本方針

令和6年度改訂 富岡市立西中学校

## 1 いじめに対する基本認識

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことをすべての生徒・教職員が認識し、いじめに対して家庭・学校・地域社会が一体となって、いじめを絶対に許さない意識と態度を育む。

- (1) いじめは重大な人権侵害、犯罪行為であり、生徒・教職員・家庭・地域と連携して「いじめを絶対に許さない」学校づくりを行うことを年度初めに宣言する。
- (2) いじめの未然防止及び早期発見・早期解決に常時努め、いじめ問題を生徒が自分ごととして捉え、考えられるような指導体制を樹立する。
- (3) いじめが発生した場合には、被害者側・加害者側の双方に寄り添った対応を心がけ、共感的で相談しやすい環境づくりに努める。
- (4) 保護者との信頼関係づくりに努め、地域や関係機関と連携して、いじめが起こりにくい学校風土をつくる。

## 2 いじめの早期発見及び解消に向けた取組

いじめは SNS を含め大人の見えにくい場所で発生しやすいという認識に立ち、教職員は常にアンテナの高い状態で生徒の表情や服装、言語等の変容に留意し、問題が発生したときは、正確な事実確認に基づいて迅速かつ適切に対応し、関係する生徒・保護者が安心して納得できる解消となるように努める。

- (1) 「他者と折り合いをつける力」等、円滑な人間関係を構築する力を高めるために、ソーシャルスキルトレーニングや SOS の出し方教育を推進する。
- (2) 月例の「生活アンケート」を工夫・活用し、生徒からいじめの訴えがあったときは、時系列で正確に事実関係を記録し、カウンセリングマインドで対応する。教職員の推測や一般論による安易な指導を行わない。
- (3) 保護者からいじめの訴えがあったときは、以下のように対応する。
  - ① 一見些細な出来事のように見えることも、心情を察し、丁寧に対応する。
  - ② 保護者の不安を安易に考えず、不安な思いをしっかり聞く。
  - ③ 容易に解決できる問題の方が少ないことを理解し、十分な事実確認の上で対応していく。
  - ④ 連絡を受けた時刻や内容を記録し、速やかに管理職（基本は教頭）へ報告する。
- (4) 学級担任・部活動顧問のみが問題を抱え込むことのないよう、組織的に対応する。

## 3 いじめを未然防止するための取組

「いじめ防止に向けた年間指導計画」を作成し、人権尊重の精神に基づく教育活動を計画的に展開するとともに、生徒会本部や学級代表委員会を取組の主体とし、生徒がいじめ問題を自分自身の問題として捉えていけるような支援を行う。

- (1) 5月と12月の「いじめ防止強化月間」に、生徒会本部や学級活動委員会が主体となった取組を行う。5月に学級代表委員会による「いじめのない・いじめを起こさないクラスづくり」活動、12月に人権をテーマにした活動を、生徒会本部役員を中心に企画・運営する。
- (2) 人権尊重意識の基盤育成教育に努め、外国籍や性同一性障害・性自認など特に配慮が必要な生徒への正しい理解や差別防止を推進する多様性を認め合う指導を行う。
- (3) スクールカウンセラーや心の教室相談員、富岡市教育支援センター「相談室」等を有効に活用し、学校での悩み解消を図る教育活動等を実施していく。
- (4) 道徳や特別活動を通して、生徒が規範意識や望ましい集団のあり方、「ネット上のいじめ」等についての理解を深め、保護者と協力して SNS の正しい使用方法について十分考えられるよう指導する。
- (5) 教員は日々の授業のねらいを明確にし、積極的な生徒指導に努める。また、教職員がいじめを誘発・助長・黙認することがないように、すべての教職員が責任感をもって日々の職務にあたる。
- (6) 学校通信や学校評価等を通して、保護者や地域との情報共有化に努め、県や市の指針に基づき、関係機関と連携していじめ防止活動を地域ぐるみで推進していく。